

記入注意

一 一般事項、調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては調査票内第一號裏面記入注意参照

二 従業者數

1 従業者には工業主又は之と雇傭關係なき者で工場の業務に従事するものを含む

2 職員數

職員とは工場の事務又は技術に直接従事する者をいふ

3 職工數

職工とは當該工場に於て其の目的とする作業の本體たる業務に付労働に従事し又は直接に其の業務を助成する爲労働に従事する者(職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工等)をいふ

4 徒弟及職人は之を職工と看做す

年齢は數へ年に依らず満年に依ること

技能別は當該工場に於て現に實施し居る技能名に依り記入すること 例へば機械工場に於ける木型工、鑄物工、旋盤工、仕上工等、護謨製品工場に於ける護謨練工、エポナイト成形工、エポナイト加硫工等の如し

其の他の従業者數

其の他の従業者とは給仕、小使、門衛、掃除夫、賄方、運搬夫其の他工場建設物の修理等に従事する大工、左官等をいふ

5 職工一人一日當實收賃銀

十六歳以上五十歳未満の職工の實收賃銀に付き調査期間中に於ける一人一日の平均額を性別に記入すること

平均賃銀額は錢單位とし錢未満は切捨てること

實收賃銀には手當、歩増、賞與等を含む

賄、被服、住居等實物を給與する場合に於ては其の價額を見積り之を合算記入すること

6 兵役關係者數

兵役關係者とは歸休兵並に豫備兵役、後備兵役及補充兵役の各兵役に在る者をいふ

自動車手とは各兵科に屬する者の中自動車運転に關する教育を受けたる者をいふ

工長とは火工長、鞍工長、銃工長、鍛工長、木工長、機工長、電工長、鑄工長、靴工長、磨工長及蹄鐵工長をいふ

工業調査規則 (昭和十四年九月八日 商工省令第四十九號)

工業調査規則

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ム

工業調査規則 (抄)

第三條

左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依ル調査票丙第一號乃至第三號各四通及調査票丙第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ調査票丙第一號乃至第三號ハ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ、調査票丙第四號乃至第七號ハ之ニ別記様式第四號ニ準ジテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得(各號該當工場ハ略ス)

第十二條

鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

(參照)

昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法 (抄)

第一條

政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

第五條

第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條

當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同シ

記入注意

一 一般事項、調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては調査票内第一號裏面記入注意参照

二 原料及材料使用額

- 1 生産の爲使用せられたる原料及材料は成るべく細別して之を記入すること。素材の規格、薬品の濃度、鑛石の品位等を異にするものは各別品名として記入すること。原料及材料として購入したるものと雖も調査期間内に使用せざるものに付ては記入せぬこと。
- 2 自家生産に係るものと雖も原料及材料として使用したるものは之を記入すること。
- 3 數量の單位は成るべくメートル法に依ること。
其の他の單位は箇、枚、打等の如く記入すること。
束、呎、梱、樽、箱等の如き慣用の單位に依る場合は之が内容の説明を備考欄に附記すること。
- 4 價額は購買價額に依ること。但し自家生産に係る原料及材料の價額は市價に依り之を計算すること。

工業調査規則

(昭和十四年九月八日
商工省令第四十九號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ム

工業調査規則(抄)

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依ル調査票丙第一號乃至第三號各四通及調査票丙第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ調査票丙第一號乃至第三號ハ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ、調査票丙第四號乃至第七號ハ之ニ別記様式第四號ニ準ジテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得(各號該當工場ハ略ス)

第十二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

(参照)

昭和四年四月十二日
布法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ

(工業)



調査票丙第三號

○第 號

昭和 年十二月末日現在

○欄ハ道府縣廳ニ於テ記入スルコト

工場名		工場所在地															
事業開始年月		年		月		主要事業											
電	作業場名	實馬力別	操業數	休止及 豫備數	計	直流 モノ ノ數	交流 モノ ノ數	用途	電	作業場名	實馬力別	操業數	休止及 豫備數	計	直流 モノ ノ數	交流 モノ ノ數	用途
動																	
機																	
電動機以外ノ原動機	作業場名	種類	實馬力別	操業數	休止及 豫備數	計	用途	電動機以外ノ原動機	作業場名	種類	實馬力別	操業數	休止及 豫備數	計	用途		
工場ノ一日ノ作業時間	自	月	日	時間	自	月	日	時間	自	月	日	時間	自	月	日	時間	
	至	月	日		至	月	日		至	月	日		至	月	日		

本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取扱ヲ爲ス
本調査票ハ四週提出スルコト
本調査票ハ一月末日迄ニ提出スルコト
昭和 年 月 日提出

工業主ノ
住所及氏名
又ハ名稱
並ニ捺印

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スルコト 但シ追加票ヲ同ニスル爲メノ欄内ニ記入スルコト

記入注意

一 一般事項、工場名、工場所在地、事業開始年月、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては調査票丙第一號及第二號裏面記入注意参照

二 原動機

電動機及電動機以外の原動機は其の各々の實馬力に依り區別して記入すること 例へば電動機に付て十馬力のもの十二臺、五馬力のもの六臺を有する場合の記入方を表示すれば次の如し

種別	作業場名	實馬力	臺數	蒸氣	石油	石炭	電力	計	直流ノ電氣ノ臺數	交流ノ電氣ノ臺數	用途
電動機	鐵工工場	10	7	5				12	3	9	工場運轉用 旋盤直結運轉用
			4	2				6	1	6	

(8)

(イ) 電動機

1 作業場名欄には例へば第一製綿場、機械工場等の如く電動機が存在する作業場名を記入すること
 2 實馬力數別臺數を作業中のものと休止及豫備のものとの區別して記入し更に之を直流のものと交流のものとの區別して臺數を記入すること
 3 用途欄には例へば工作機械工場運轉用、旋盤直結運轉用、ローラー運轉用、起重機運轉用等の如く主なる用途を記入すること
 4 電動機には發電機を含まぬ
 5 實馬力數は小數點以下一位迄とし未滿は切捨てること

(ロ) 電動機以外の原動機

1 作業場名は前掲に同じ
 2 蒸氣機、蒸氣タービン、ガス機、石油機、タービン水車、ベルト水車、日本型水車等ニ區別すること 例へば直立凝縮三段膨脹蒸氣機、パーソンズ式横置蒸氣タービン、ケルチンク式横置四サイクル吸込ガス機、直立軸フランシス・タービン水車等の如く記入すること
 3 用途は前掲に同じ
 4 原動機には蒸氣機を含まぬ
 5 實馬力數は前掲に同じ

三 工場の一日の作業時間

工場としての作業時間を記入すること 例へば一日八時間労働二交替の場合は十六時間と記入するが如し
 時期に依り作業時間を異にする場合は時期毎に區別して記入すること

工業調査規則

(昭和十四年九月八日
商工省令第四十九號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ム

工業調査規則 (抄)

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依リ調査票丙第一號乃至第三號各四通及調査票丙第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ調査票丙第一號乃至第三號ハ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ調査票丙第四號乃至第七號ハ之ニ別記様式第四號ニ準ジテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ヲ添附ラ省略スルコトヲ得各該當工場ハ略ス

第十二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

昭和四年四月十二日
布法律第五十三號資源調査法 (抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得
 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ

記入注意

(2)

一 一般事項、調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印欄の記入に付ては調査票内第一號裏面記入注意参照

二 事業開始年月

- 1 事業繼承又は營業組織變更の場合と雖も其の工場の最初の事業開始の年月を記入すること
- 2 事業を變更したる場合には本調査票に記入したる主要事業を開始したる年月を記入すること

三 年末現在職工數

當該工場の十二月末日に於ける職工數(工業主又は之と雇關係なき者にして職工の作業を爲すものを含む)を記入すること

四 生産額

- 1 調査の期間内に實際生産したるものの總額を工業分類表に依り區別して記入し、更に分類表に依る品名を出來得る限り細別して其の生産額を記入すること 例へば藥品の濃度、機械の寸度、形式等を異にする場合は之を別品名として細目欄に記入すること
- 2 自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料並に燃料及動力として使用する場合は其の使用したるものを別欄に記入し「自家使用」と附記すること 例へば棉花を購入して綿布を製造する工場にありては其の製造過程にある綿絲は工業分類表に指定しあるを以て生産品名欄に綿絲(自家使用)と記入し生産額欄には其の數量及價額を記入すること 尙製品たる綿布にして當該工場の職工等の衣類其の他に自家使用するものは之を記入せざること
- 3 數量の單位は工業分類表に記載する所に依り成るべくメートル法に依ること
- 4 束、呎、捆、樽、箱等の如き價用の單位に依る場合は之が内容の説明を備考欄に附記すること
- 5 工業分類表に數量を記載せざるものは價額のみを記入すること
- 6 價額は調査期間内に生産したるものの中實際販賣済みのものに付ては工場渡し値段に依り、未だ販賣せざるものに付ては調査期末の市價に依り合算記入すること 但し圓單位とし端數は切捨てること
- 7 自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料並に燃料及動力として使用するものの價額は生産當時の市價に依り之を計算すること
- 8 委託仕事として他の工場に出し當該工場に於ては何等製造、加工又は修理を爲さざる生産品に付ては記入せぬこと
- 9 他人の委託を受け其の提供に係る物を主たる原料又は材料として製造、加工又は修理を爲したる場合は之を別品名とし價額の欄に製造又は加工にありては「加工賃」修理にありては「修理料」と明記したる上其の金額を記入すること
- 10 數量に付ては前掲と同じ 但し雜多の物件を製造、加工又は修理する場合等の如く數量を記入すること 著しく困難なるときは其の記入を省略するも妨げなし

五 在庫額

- 1 調査期間末現在の在庫額を工業分類表に依り區別して記入すること
- 2 數量に付ては前掲と同じ
- 3 價額は調査期間末の市價に依り計算すること

工業調査規則 (昭和十四年九月八日 商工省令第四十九號)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ス

工業調査規則 (抄)

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依リ調査票丙第一號乃至第三號各四通及調査票丙第四號乃至第七號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ調査票丙第一號乃至第三號ハ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ、調査票丙第四號乃至第七號ハ之ニ別記様式第四號ニ準ジテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得(各該該當工場ハ略ス)

第十二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ヲ行フ工場及官公立工場ニハ本則ヲ適用セズ

(参照)

昭和四年四月十二日 布法律第五十三號資源調査法 (抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ前項ニ同シ

調査票丙第一號

(工業)



◎第 號

一般工場調査期間		季節作業工場調査期間	
自昭和	年一月一日	自昭和	年 月 日
至昭和	年十二月末日	至昭和	年 月 日

◎欄ハ道府縣廳ニ於テ記入スルコト

工場名		電話番号		種類		數量	單位	價	額
工場所在地				ガ			立方米		圓
主要事業				ス			立方米		圓
労働消費	四期別	平均一日使用職工數	平均一日労働時間	作業日數					
	月1-3								圓
	月4-6								圓
	月7-9								圓
	月10-12								圓
實銀支拂總額									圓
電力使用額	種類	總使用額		前記中燈用ノモノ		原動力ノ種類名	數量	單位	價額
		數量	價額	數量	價額				
	自家發生ニ係ルモノ	キツワ時		キツワ時					圓
	他ヨリ供給ヲ受クルモノ	キツワ時		キツワ時					圓
	計	キツワ時		キツワ時					圓

本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取扱ヲ爲ス
 本調査票ハ四週提出スルコト
 本調査票ハ一月末日迄ニ提出スルコト
 昭和 年 月 日提出

工業主ノ住所及氏名
 又ハ名稱
 並ニ捺印

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スルコト 但シ追加葉數ヲ明ニスル爲次ノ欄内ニ記入スルコト 總數 葉中第 葉

記入注意

(1)

一 一般事項

- 1 本調査票は工業調査規則第三條に該當する工場に限り之を提出すること。尚休業中のものは備考欄に休業の時期及休業前の職工数(工業主又は之と雇傭関係なき者にして職工の作業を爲すものを含む)を記入すること。
- 2 本調査票に記入する数字は1・2・3等の如きアラビア数字を使用すること。

二 調査の期間

一般工場に付ては一月一日より十二月末日に至る一年間とし、作業季節ある工場に付ては前年より本年に跨るときは其の季節に依るも差支なし。

三 工場名

例へば内田紡績株式会社兵庫工場、食糧物場等の如く當該工場の稱呼を記入すること。工場に特別の稱呼なき場合には其の工場の主たる事業及工業主の氏名又は名稱等に依り假に名稱を附して記入すること。例へば沖レンズ工場、中野組染物工場といふが如し。

四 工場所在地

道府縣郡市區町村番地其の他に之に準ずべきものを記入すること。

五 主要事業

工業分類表に依り當該工場に於ける事業を記入すること。例へば織物業に在りては純綿織物業、綿絲トノ交織物業、ステールファイバー織物業等と區別して記入し、原動機製造業に在りては蒸氣機製造業、内燃機製造業、水車製造業等と區別して記入するが如し。尙當該工場が二種以上の事業を併せ営む場合は其の各々の生産額の多少、設備の大小等を參照して主要と認めらるる事業一種を記入すること。

六 労働消費

- 1 平均一日使用職工數欄には毎日使用職工數(工業主又は之と雇傭関係なき者にして職工の作業を爲すものを含む)の一日當平均を各期別に記入すること。但し端數は切捨てること。職工とは當該工場に於て其の目的とする作業の本體たる業務に付労働に従事し又は直接に其の業務を助成する爲労働に従事する者(職工長、主任、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工等)をいひ給仕、小使、門衛、掃除夫、賄方、運搬夫及工場建設物の修理等に從事する大工、左官等を含まぬ。徒弟及職人は之を職工と看做す。
- 2 平均一日労働時間欄には職工の毎日労働時間の一日當平均を各期別に記入すること。但し小數點以下一位迄とし未滿は切捨てること。
- 3 作業日數欄には作業日數を各期別に記入すること。

七 貸銀支拂總額

- 1 職工(雇傭関係ある者に限る)に對し支拂ひたる實收貸銀の總額を記入すること。
- 2 實收貸銀には手當、歩留、賞與等を含む。
- 3 賄、被服、住居等實物を給與する場合に於ては其の價額を見積り之を合算記入すること。

八 電力使用額

- 1 使用したる電力を自家發生に係るものと他より供給を受けるものとに區別して其の數量及價額を記入すること。
- 2 前記數量及價額中燈用に使用したるものの數量及價額を記入すること。
- 3 自家發生に係る電力に付ては原動力の種類を、他より供給を受けるものに付ては供給者名を記入すること。原動力の種類は蒸氣力、ガス力、水力等の如く記入すること。

九 燃料使用額

- 1 石炭、コークス、揮發油、輕油、重油、ガス、薪、木炭等に區別して記入すること。
- 2 自家生産に係るものと雖も燃料として使用したるものは合算記入すること。但しガスに付ては自家發生に係るものと、他より供給を受けるものとに區別し數量及價額を記入すること。
- 3 電力及ガスの自家發生に要したる燃料も該當品中に合算記入すること。
- 4 數量の單位は特に指定するもの外成るべくメートル法に依ること。東、俵、噸等慣用の單位に依る場合は之が内容の説明を備考欄に附記すること。價額は購買價額に依ること。但し自家生産に係るものの價額は市價に依り之を計算すること。

十 工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印

工業主とは其の工場が自己の工場たると他より賃借したる工場たるを問はず其の營業主をいふ。工業主は其の住所及氏名又は名稱を記入し其の印章を押捺すること。但し捺印は責任ある工場管理者の印章を以て之に代ふることを得。

工業調査規則(昭和十四年九月)及資源調査法(昭和四年四月)に付ては調査票第二號裏面參照(商工省令第四十九號)法律第五十三號

記入注意

一 一般事項

- 1 本調査票は工業調査規則第二條に該當する工場に限り之を提出すること。尚休業中のものは備考欄に休業の時期及休業前の職工数(工業主又は之と雇傭関係なき者にして職工の作業を爲すものを含む)を記入すること。
- 2 本調査票に記入する数字は1・2・3等の如きアラビア数字を使用すること。

二 工場名

例へば鈴木紡績株式会社兵庫工場、今織物場等の如く當該工場の稱呼を記入すること。工場に特別の稱呼なき場合には其の工場の主たる事業及工業主の氏名又は名稱等に依り假に名稱を附して記入すること。例へば中村レンズ工場、吉田組築物工場といふが如し。

三 工場所在地

道府縣郡市區町村番地其の他之に準ずべきものを記入すること。

四 事業開始年月

- 1 事業継承又は營業組織變更の場合と雖も其の工場の最初の事業開始の年月を記入すること。
- 2 事業を變更したる場合には本調査票に記入したる主要事業を開始したる年月を記入すること。

五 従業者數

- 1 従業者には工業主又は之と雇傭関係なき其の家族の者で工場の業務に従事するものを含む。
- 2 職員數
- 3 職員とは工場の事務又は技術に直接従事する者をいふ。事務と技術とを兼務する者に付ては其の主たる職務に依り何れか一方のみに記入すること。
- 4 職工數

職工とは當該工場に於て其の目的とする作業の本体たる業務に付労働に従事し又は直接に其の業務を助成する爲労働に従事する者(職工長、主任、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工等)をいふ。徒弟及職人は之を職工と看做す。年齢は數へ年に依り不滿年に依ること。

六 労働消費

- 1 平均一日使用職工數欄には毎日使用職工數(工業主又は之と雇傭関係なき者にして職工の作業を爲すものを含む)の一日當平均を各期別に記入すること。但し端數は切捨てること。
- 2 平均一日労働時間欄には職工の毎日労働時間の一日當平均を各期別に記入すること。但し小數點以下一位迄とし未滿は切捨てること。

七 賃銀支拂額

- 1 職工(雇傭関係ある者に限る)に對して支拂ひたる賃銀の總額を記入すること。

八 職工一人一日當賃收賃銀

- 1 十六歳以上五十歳未滿の職工(雇傭関係ある者に限る)の賃收賃銀に付ては調査期間中に於ける一人一日の平均額を性別に記入すること。
- 2 賃收賃銀に付ては前項2.3.4に同じ。
- 3 平均賃銀額は錢單位とし未滿は切捨てること。

九 原動機

- 1 電動機、蒸氣機、蒸氣タービン、ガソリン機、石油機、タービン水車、ベルト水車及日本型水車の内何れかの原動機を有する場合に限り之を記入するものとし先づ其の種類を記入し其の馬力毎に機中のものと休止及豫備のものとの區別して記入すること。例へば電動機十馬力の機中の十五臺、五馬力のもの三臺ある場合に十馬力の機中のもの十四臺、十馬力の休止及豫備のもの一臺、五馬力の機中のもの二臺、五馬力の休止及豫備のもの一臺等の如く記入すること。

(例 入 記)

種類	馬力	臺數	計
電動機	10馬力	14	1
電動機	5馬力	9	1
計			15

十 作業機械及設備

- 1 主要作業機械及設備表に記載せる機械及設備を有する工場は其の事業の種類を問はず總て同表に依り機械及設備に付其の數を機中のものと休止及豫備のものとの區別し所定の單位に依り記入すること。

(例 入 記)

種類	臺數	計
織機	3,200臺	800臺
縫製機	7臺	3臺
動力機	1臺	1臺
計		10臺

十一 兵役關係者數

- 1 兵役關係者とは時休兵役に豫備兵役、後備兵役及補充兵役の各兵役にあるものをいふ。

十二 原料及材料消費額

- 1 生産の爲め使用せられたる原料及材料全部の總價額を記入すること。原料及材料として購入したるものと雖も調査期間内に使用せざるものに付ては記入せぬこと。
- 2 自家生産に係るものも原料及材料として使用したるものは之を記入すること。但し自家生産に係る原料及材料の價額は市價に依り之を計算すること。
- 3 加工又は修理の委託を受けたる工場に於ては受託工場持ちの原料及材料のみを記入すること。例へば綿布の染色を委託されたる工場に於ては染料、薬品、糊料等を記入し綿布の素地は之を記入せぬこと。

十三 指定原料及材料使用額

- 1 特に指定せる原料及材料(雲南燐外に十九品目)を使用したる場合は品目別に價額を記入すること。尚指定以外のものに於ける主たる原料及材料がある場合は之を記入すること。
- 2 數量の單位は成るべく指定したるもの。例へば燐の如き燐用の單位に依る場合は説明を備考欄に附記すること。
- 3 自家生産に係る原料及材料並に其の價額を記入すること。

十四 生産額

- 1 調査期間内に實際生産したるものの内分類表に依り區別して記入すること。例へばありては之を生絲、玉絲、野蠶絲、生皮、斗絲及他ノ製絲物に區別し、和皮ありては之を清酒、味淋、燒酎等に區別し、自家生産に係るものにして直に其の工場に於ては其の製造過程にある絹絲を指定しあるを以て生産品名欄に絹絲を記入し生産額欄には其の數量及價額を記入し、自家使用するものは之を記入せぬこと。
- 2 數量の單位は工業分類表に記載する所。例へば、筒、束、捆、吹、塚の如き慣用の單位は其の内容の説明を備考欄に附記すること。工業分類表に數量單位を記載せざるものを記入すること。
- 3 價額は調査期間内に生産したるものの内分類表に依り工場渡し値段に依り、主たるものに付ては十二月末日の市價に依り、主たるもの以外は調査期間中の平均市價に依り、但し圓單位とし端數は切捨てること。自家生産に係るものにして直に其の工場に於ては其の製造過程にある絹絲を指定しあるを以て生産品名欄に絹絲を記入し生産額欄には其の數量及價額を記入し、自家使用するものは之を記入せぬこと。
- 4 他人の委託を受け其の提供に係る物を主又は材料として製造、加工又は修理を爲し、之を別品目とし價額欄に製造又は加工の金額を記入すること。
- 5 數量に付ては前項3に同じ。但し多量の物件加工又は修理する場合等の如く數量を記入し、著しく困難なるときは其の記入を省略すること。

十五 在庫額

- 1 十二月末日現在の在庫額を工業分類表に依り記入すること。
- 2 數量に付ては前項3に同じ。
- 3 價額は十二月末日の市價に依り計算すること。

十六 燃料及動力使用額

- 1 本欄記載の品目を燃料及動力(電力に付を含む)として使用したる場合に限り其の額を記入すること。
- 2 自家生産に係るものも燃料及動力として使用したるものは之を合算記入すること。電力

實收賃銀には手當、歩増、賞與等を含む
附、被服、住居等實物を給與する場合に於ては其
の價額を見積り之を合算記入すること
職工一人一日當實收賃銀

十六歳以上五十歳未満の職工（雇傭関係ある者に
限る）の實收賃銀に付き調査期間中に於ける一人一
日の平均額を性別に記入すること
實收賃銀に付ては前項2.3に同じ
平均賃銀額は錢單位とし錢未満は切捨てること

原動機
電動機、蒸氣機関、蒸氣タービン、ガソリン機関、石油機
関、タービン水車、ベルト水車及日本型水車の内何
れかの原動機を有する場合に限り之を記入するもの
とし先づ其の種類を記入し其の馬力毎に操業中の
ものと休止及準備のものとの區別して記入すること
例へば電動機十馬力のものと十五馬力、五馬力のもの三
臺ある場合に十馬力の操業中のもの十四臺、十馬力
の休止及準備のもの一臺、五馬力の操業中のもの二
臺、五馬力の休止及準備のもの一臺等の如く記入す
ること

(例入記)

原動機	種類	馬力	台数	計
電動機	10馬力	14	1	15
電動機	5馬力	9	1	10
電動機	5馬力	9	1	10
計				35

原動機には發電機及蒸氣鍋を含まぬ
馬力數は小數點以下一位迄とし未満は切捨てる
こと

主要作業機械及設備
工場は其の事業の種類を問はず總て同表に依り機械
及設備に付其の數を操業中のものと休止及準備のもの
との區別し所定の單位に依り記入すること

(例入記)

作業機械	種類	台数	計
織機	3,200型	800	4,000
織機	3,200型	7	35
織機	3,200型	3	10
織機	3,200型	1	2
計			4,147

兵隊關係者數
兵隊關係者とは臨時兵役に豫備兵役、後備兵役及補充
兵役の各兵役にあるものをいふ

原料及材料の使用額
生産の爲め使用せられたる原料及材料全部の總價
額を記入すること 原料及材料として購入したるもの
と雖も調査期間中に使用せざるものに付ては記入
せぬこと

自家生産に係るものも雖も原料及材料として使用
したるものは之を記入すること
價額は購買價額に依ること 但し自家生産に係る
原料及材料の價額は市價に依り之を計算すること
加工又は修理の委託を受けたる工場に於ては受
託工場持ちの原料及材料のみを記入すること 例へ
ば綿布の染色を委託されたる工場に於ては染料、
薬品、糊料等を記入し綿布の素地は之を記入せぬこ
と

十三 指定原料及材料使用額

- 1 特に指定せる原料及材料（要項欄外に記載せる二
十九品目）を使用した場合は品目別に其の數量及
價額を記入すること 尙指定以外のものでは其の工場
に於ける主たる原料及材料がある場合は之に付ても
記入すること
- 2 數量の單位は成るべく指定したるものに依ること
樽又は箱の如き慣用の單位に依る場合は其の内容の
説明を備考欄に附記すること
- 3 自家生産に係る原料及材料並に其の價額に付ては
前項2.3.4に同じ

十四 生産額

- 1 調査期間内に實際生産したるものの總額を工業
分類表に依り區別して記入すること 例へば製絲業
に於ては之を生絲、玉絲、野蠶絲、生及熟蠶絲、
斗絲及その他製絲物に區別し、和酒醸造業に
於ては之を清酒、味津、燒酎等に區別し所定の數
量單位に依り記入すること
- 2 自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原
料及材料並に燃料及動力として使用する場合は其の
使用したるものを別欄に記入し「自家使用」と附記
すること 例へば棉花を購入して綿布を製造する工
場に於ては其の製造過程にある綿絲は工業分類表
に指定したるものを其の數量及價額を記入し
輸入生産額欄には其の數量及價額を記入すること
尙製品たる綿布にして當該工場の職工等の衣類其の
他に自家使用するものは之を記入せぬこと
- 3 數量の單位は工業分類表に記載する所に依ること
樽、箱、束、捆、吹、塊の如き慣用の單位に依る場
合は其の内容の説明を備考欄に附記すること
工業分類表に數量單位を記載せざるものは價額のみ
を記入すること
- 4 價額は調査期間内に生産したるもの内實際販賣済
みのものに付ては工場渡し値段に依り、未だ販賣せ
ざるものに付ては十二月末日の市價に依り合算記入
すること 但し國單位とし端數は切捨てること
自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料
及材料並に燃料及動力として使用するものの價額は
生産當時の市價に依り之を計算すること
委託仕事として他の工場に出し當該工場に於ては
何等製造、加工又は修理を爲さざる生産品に於ては
記入せぬこと
- 5 他人の委託を受け其の提供に係る物を主たる原料
又は材料として製造、加工又は修理を爲したる場合
は之を別品目とし價額欄に製造又は加工の場合
は「加工費」、修理の場合は「修理料」と明記したる上
其の金額を記入すること
數量に付ては前掲3に同じ但し雑多の物件を製造、
加工又は修理する場合等の如く數量を記入すること
著しく困難なときは其の記入を省略するも差支な
し

十五 在庫額

- 1 十二月末日現在の在庫額を工業分類表に依り區別
して記入すること
- 2 數量に付ては前掲3に同じ
- 3 價額は十二月末日の市價に依り計算すること

十六 燃料及動力使用額

- 1 本欄記載の品目を燃料及動力（電力に付ては燈用
を含む）として使用したる場合に限り其の數量及價
額を記入すること
- 2 自家生産に係るものも雖も燃料及動力として使用
したるものは之を合算記入すること 電力及ガスに

付ては自家發生に係るものと他より供給を受くるも
のとを區別して記入すること

- 3 電力及ガスの自家發生に要したる燃料も該品目
中に合算記入すること
- 4 石油とは揮發油、輕油、燈油及重油をいふ
- 5 數量の單位は特に指定したるものに付ては成
るべく之に依ること
- 6 價額は購買價額に依ること 但し自家生産に係る
燃料及動力の價額は市價に依り之を計算すること

十七 主要事業

工業分類表に依り當該工場に於ける事業を記入するこ
と 例へば織物業に在りては純綿織物業、綿絲との交
織物業、ステープルファイバー織物業等と區別し
て記入し、原動機を製造する工場に在りては蒸氣機関
製物業、内燃機関製物業、水車製物業等と區別して記
入するが如し 尙當該工場が二種以上の事業を併せ營
む場合は其の各々の生産額の多少、準備の大小等を參
照して主要と認めらるる事業一種を記入すること

十八 工業主の住所及氏名又は名稱並に捺印
工業主とは其の工場が自己の工場たる他より賃借し
たる工場たるを問はず其の營業主をいふ
工業主は其の住所及氏名又は名稱を記入し其の印章
を押捺すること 但し捺印は責任ある工場管理者の印
章を以て之に代ふることを得

工業調査規則（昭和四年九月八日）
資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ム

工業調査規則（抄）
第二條 當時五人以上ノ職工（工業主又ハ之ト雇傭關係
ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム）ヲ使用ス
ル工場（作業場ヲ含ム）ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記標
式第二號ニ依リ調査票乙三通ニ該當事項ヲ調査記入シ
翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出
ス

前項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中原動機、作業機
械及設備並ニ原料及材料ノ種類ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
第一項ノ調査票ニ調査記入スベキ事項中生産品名及主
要事業ハ別ニ定ムル分類ニ依リ區分シテ之ヲ記入スベ
シ

第五條 市町村ニ工業調査員ヲ置ク
工業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票ノ配付
及蒐集ニ從事ス

（參照）
昭和四年四月十二日法律第五十三號資源調査法（抄）
第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルト
キハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ調査スル報告又ハ實地申告
ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラルタル報告若ハ實地
申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル
者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法
ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務
上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタル者ハ二年以下ノ懲
役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三
條ノ規定ニ違反シタル者亦同シ
職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務
員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタル者亦同シ
項ニ同シ

此ノ調査票ハ秘密ノ取扱ヲ爲ス
此ノ調査ハ税金ニハ關係ナシ



(工業) 調査票 甲

提出期限一月末日
(工業調査員又ハ市町村長ニ差出スコト)

○欄ハ道府縣廳ニ於テ記入スルコト

◎第 號		工場名		電話番号		備考				
		工場所在地								
原 動 機 (十二月末日現在)	電動機 (電気モーター)	馬力	從 業 者 數 (十二月末日現在)	雇傭従業者 (雇ハレテ仕事ヲシ テ居ル人)	職 工 (製造、加工、修理等ノ仕事ヲシテ居ル人 職人、臨時工、見習工等ヲ含ム)	男	女			
	其ノ他ノ原動機 (蒸氣機関、蒸氣タービン、ガス機関、石油機関、 水車等ヲ謂ヒ發電機及蒸氣罐ハ含マヌ)	馬力		家族従業者 (工業主ヤ家族ノ者デ其ノ 工場ノ仕事ヲシテ居ル人)	職工ニ準ズル者 其ノ他					
燃 糸 機 (洋式又ハス丁)			原料及材料總使用額 (一月一日ヨリ十二月末日迄ニ實際使用シタモノノ總額)		圓					
力 織 機 (動力ニ依ル織機)			生 産 額 (一月一日ヨリ十二月末日迄)	1 製造、加工、修理ヲシタ品物ノ種類ヲ詳シク分ケテ生産品名欄ニ記入スルコト 2 生産品名ハ其ノ地方デ使ハレテ居ル特殊ノ名前ヤ其ノ工場デ附ケタ特殊ノ名前デ記入セズ一般ニ通用ス ル名前デ記入スルコト 3 他カラ買入レ又ハ他ノ工場ニ出シテ其ノ工場デハ全然製造、加工、修理ヲシナイ製品ニ付テハ記入シナイ コト 4 製造高欄ニ記入スル價額ハ賣レタ製品ニ付テハ其ノ賣ツタ値段ヲ記入シ賣レ残ツタモノガアル場合ハ十 二月末日ノ市價ニ依リ其ノ値段ヲ見積リ賣レタモノト合計シテ記入スルコト 5 加工賃及修理料欄ニハ頼マレテ他人ノモノニ加工又ハ修理ヲシテ其ノ報酬トシテ受取ツタ工賃ヲ記入ス ルコト						
筵幅 25 吋未滿ノモノ				生 産 品 名		製 造 高		加 工 賃 及 修 理 料		
筵幅 25 吋以上ノモノ				數 量		單 價		價 額		
手 機 (足踏機ハ含マヌ)				數 量		單 價		價 額		
メリヤス素地編機				數 量		單 價		價 額		
メリヤス靴下編機				數 量		單 價		價 額		
ミ シ ン (縫布用ノモノ)				數 量		單 價		價 額		
キ ュ ポ ラ (筒型特機 ｺｼｷﾌﾞ含ム)				數 量		單 價		價 額		
旋 盤 (金屬工用ノモノ)				數 量		單 價		價 額		
ポ ー ル 盤 (金屬工用ノモノ)				數 量		單 價		價 額		
フ ラ イ ス 盤 (ミリングマシン)				數 量		單 價		價 額		
形 削 盤 (シェーパー)				數 量		單 價		價 額		
陶磁器燒成窯				數 量		單 價		價 額		
植物油搾機 (水壓又ハ手動ノモノ)				數 量		單 價		價 額		
帶 鋸 盤 (製材又ハ木工用ノモノ)				數 量		單 價		價 額		
円 鋸 盤 (製材又ハ木工用ノモノ)			數 量		單 價		價 額			
活版印刷機			數 量		單 價		價 額			
作 業 日 數 (一月一日ヨリ十二月末日迄)		日		主要事業 (例ハ紙兩製造業、電球製造業、自動車修理業ノ如ク記入スルコト) (二種以上ノ事業ヲ營ム場合ニハ主ナルモノ一種ダケヲ記入スルコト)						

此ノ調査票ハ三週提出スルコト
各欄及裏面ノ記入注意ヲ熟讀ノ上記入スルコト
昭和 年 月 日 提出

工 業 主
住 所
及 氏 名
捺 印

商 工 省

疑問ノ點ハ工業調査員又ハ市町村ノ係員ニ問合セノコト

日本標準規格A4 (210×297mm)

記入注意

- 一、一般事項
1. 調査票に記入する数字は1.2.3.の様なアラビア数字を使用すること
2. 字體は楷書で明瞭にインキ又は墨で記入すること
3. 休業中のものは備考欄に休業の時期と休業前に使つて居た職工の数を記入すること
4. 提出期限(一月末日迄)を必ず守ること
5. 備考欄は調査事項の内容を明瞭にする爲に設けたものであるから成るべく此の欄を活用すること 例へば前年に比較して生産額の著しい増減があつた場合は其の理由を記入し或は工場名が變つた場合は前年の工場名を記入すること
- 二、工場名
工場又は作業場の名稱を記入すること 例へば今織物場とか金丸織工場の様、其の工場の呼び名を記入すること
若し其の工場に特別の定つた名稱のない場合は工業主の名稱を附けて記入すること 例へば中村と謂ふ人が印刷所を持つて居る場合は中村印刷所の様に記入すること
- 三、工場所在地
工場又は作業場の在る場所を詳しく番地迄記入すること
- 四、原動力
電動機を使用して居る場合は其の臺數と馬力數の合計を記入すること 例へば三馬力の一臺、二馬力の一臺を持つて居る場合は臺數は二臺、馬力數は五馬力の様に記入すること
電動機以外の原動機を使用して居る場合は一括して「其他の原動機」欄に其の臺數だけを記入すること
馬力數は小數點以下一位迄とし以下は切捨てること
- 五、主要作業機械及設備
調査票中に印刷してある作業機械及設備を有して居る場合は其の箇所に定められた數量單位に依り其の数を記入すること
- 六、作業日數
一年間に作業した日數を記入すること
其の日の作業時間の長短に拘らず其の工場の目的とする作業を行つた場合は總て之を一日として計算すること
- 七、従業者數
十二月末日現在の従業者數を調査票中に印刷してある分類に依り記入すること
「職工に準ずる者」とは家族従業者の内職工と同じ仕事をして居る人である
職工のする仕事と其の他の従業者のする仕事を兩方兼ねて居る人が居る場合は必ず其の何れか主な方一方に決めて記入すること
- 八、原料及材料總使用額
實際使用した原料及材料の總額を記入するので原料及材料として買つたものでも調査期間内に使用しなかつたものには記入しないこと
價額は買つた時の値段に依り記入すること
頼まれて他人のものに加工又は修理をする工場では他から持つて來た原料及材料の價額は記入せず加工、修理をする爲めに其の工場で買入れたもののみを記入すること 例へば綿布の

九、生産額

染色を頼まれた工場では綿布の生地の價額は記入せず其の工場で買入れた染料等の價額のみを記入すること

實際其の工場で生産したものの總額を成るべく詳しく分けて其の數量及價額を記入すること 例へば醸造業では酒、味噌、醬油、酒粕、醬油の搾粕の様に記入すること
數量の單位は成るべくメートル法に依ること 尙數量の單位を單位と混同せぬ様注意すること
樽、箱、束、捆、叭、燻等の數量單位に依るものは必ず其の内容の説明を附すること 例へば一樽何斤入、一箱何枚入の様に附記すること

一〇、主要事業

二種以上の事業を営む場合は其の各々の生産額及設備等を詳記して主要と認めらるる一種を記入すること

工業調査規則

昭和十四年九月八日
商工省令第四十九號

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ通定ム

工業調査規則(抄)

- 第一條 常時五人未満ノ職工(工業主又ハ之ト雇關係ナキ者ニシテ職工ノ作業ヲ爲スモノヲ含ム以下同ジ)ヲ使用スル工場(作業場ヲ含ム以下同ジ)ノ工業主ハ工場毎ニ毎年別記様式第一號ニ依リ調査票申三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ
 - 第五條 市町村ニ工業調査員ヲ置ク
 - 工業調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査票ノ配付及蒐集ニ従事ス
 - 第九條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ調査票及報告書ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖モ地方長官又ハ市町村長之ヲ集計發表セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

(參照)

昭和四年四月十二日 布法律第五十三號資源調査法(抄)

- 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲ニ必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ
- 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ

調査票中に印刷してある作業機械及設備を有して居る場合は其の箇所に定められた數量單位に依り其の數を記入すること

六、作業日數

一年間に作業した日數を記入すること
其の日の作業時間の長短に拘らず其の工場の目的とする作業を行つた場合は總て之を一日として計算すること

七、從業者數

十二月末日現在の從業者數を調査票中に印刷してある分類に依り記入すること
「職工に準ずる者」とは家族從業者の内職工と同じ仕事をして居る人である
職工のする仕事とその他の從業者のする仕事を兩方兼ねて居る人が居る場合は必ず其の何れか主な方一方に決めて記入すること

八、原料及材料總使用額

實際使用した原料及材料の總額を記入するので原料及材料として買つたものでも調査期間内に使用しなかつたものには記入しないこと
價額は買つた時の値段に依り記入すること
頼まれて他人のものに加工又は修理をする工場では他から持つて來た原料及材料の價額は記入せず加工、修理をする爲めに其の工場で買入れたもののみを記入すること 例へば綿布の

方長官又ハ市町村長之ヲ集計發表セントスルトキハ豫メ商工大
臣ノ認可ヲ受タベシ

(參照)

昭和四年四月十二日 布法律第五十三號資源調査法 (抄)

第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ前項ニ同ジ

昭和十八年五月十日印刷
昭和十八年五月十五日發行

大 阪 市 役 所

大阪市北區野崎町八四番地

印刷者 大 枝 梅 吉

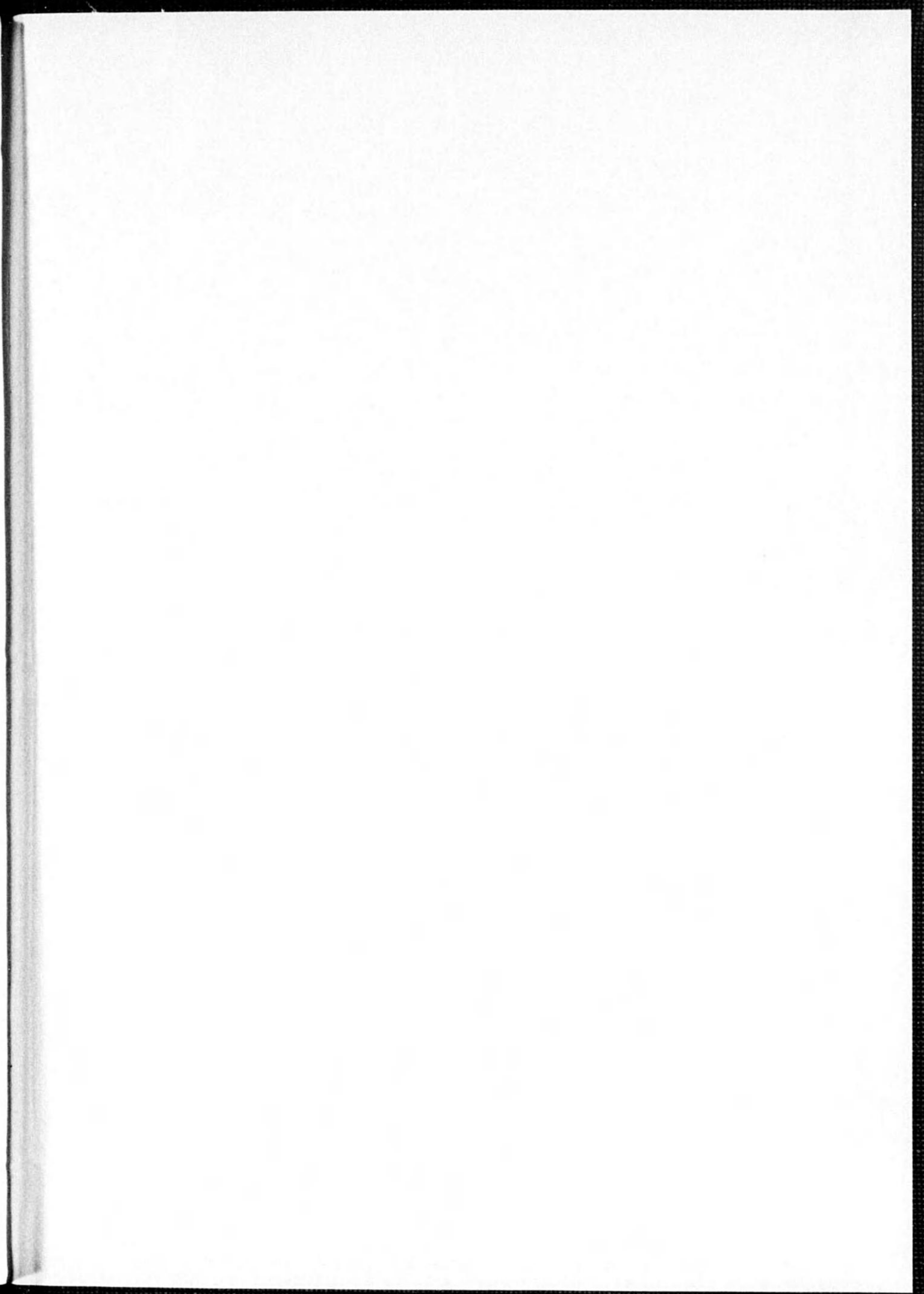
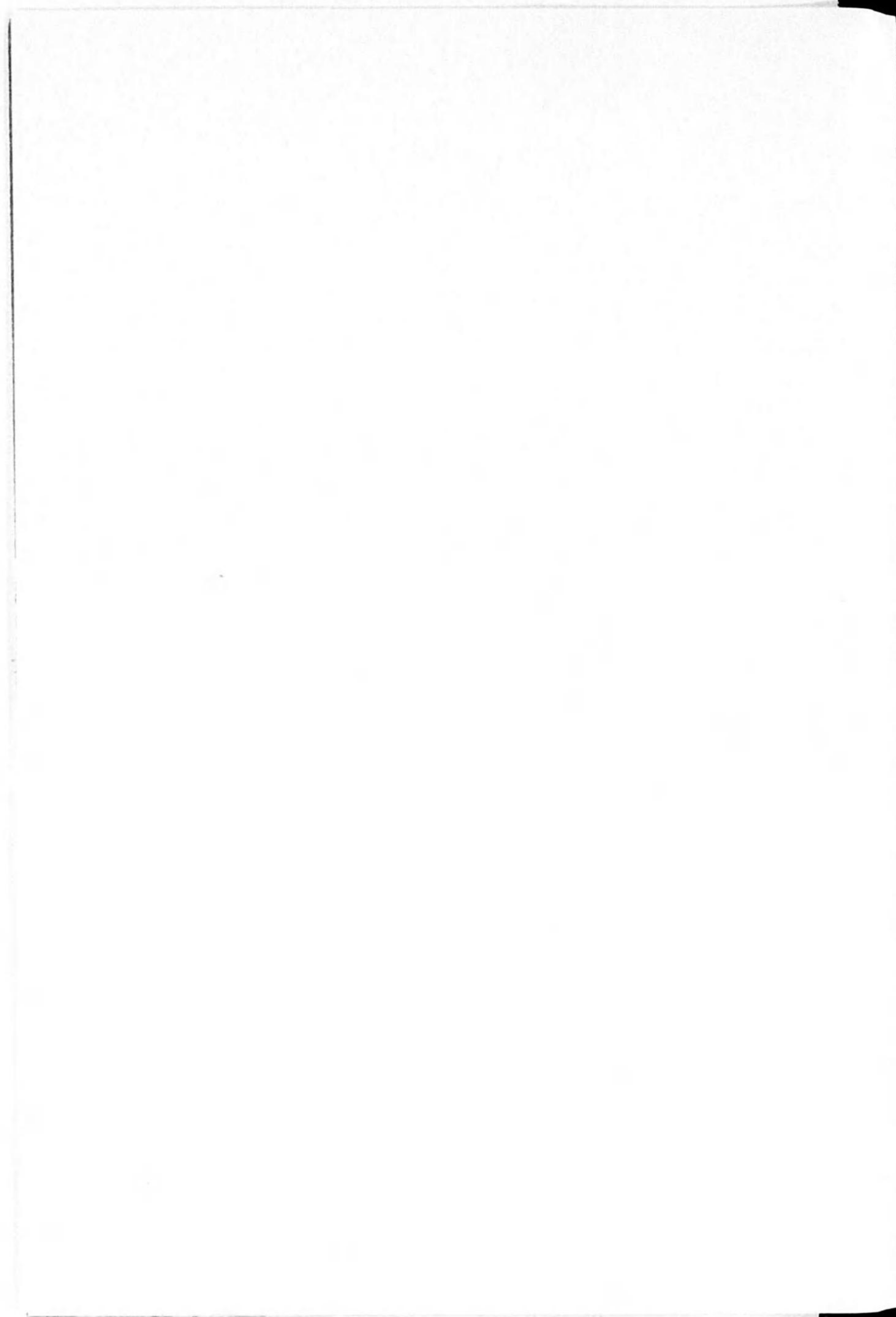
大阪市北區野崎町八四番地

印刷所 大 枝 秀 文 舍

電話北三一六〇・六三六三番

(西大 698)

KZ-5J-2



14.8-116



1200501227393

14.8

6



複写

終